

## 教育データの利活用にあたっての安全・安心の確保に向けた論点

- デジタルデータの活用により、データの複製等が容易になっていく中、「教育データの安全・安心の確保」は不可欠な要素。

【参考】教育データの利活用の原則（「教育データの利活用に係る論点整理（中間まとめ）」より）

- （1）教育・学習は技術に優先する。
- （2）最新・汎用的な技術の活用
- （3）持続可能性の確保（働き方改革への寄与等）

### （4）教育データの安全・安心の確保

- 児童生徒は基本的に未成年者であることも踏まえ、「教育データ利活用」と「安全・安心」の両立が実現されるよう、プライバシーの保護等を万全としつつ、安全・安心に利活用が図られる仕組みやルールとする必要がある。
  - 個人のデータの流通・利用は、本人の理解や納得の上で行われる必要があり、本人の望まない形で行われることによって、個人が不利益を受けることのないようにする必要がある。
- （5）スモールスタート・逐次改善

※「教育データ」とは、①児童生徒（学習者）に関するデータ、②教師の指導・支援等に関するデータ、③学校・学校設置者（地方自治体等）に関するデータを指し、定量的データだけでなく、定性的データも対象とする（「教育データの利活用に係る論点整理（中間まとめ）」より）。

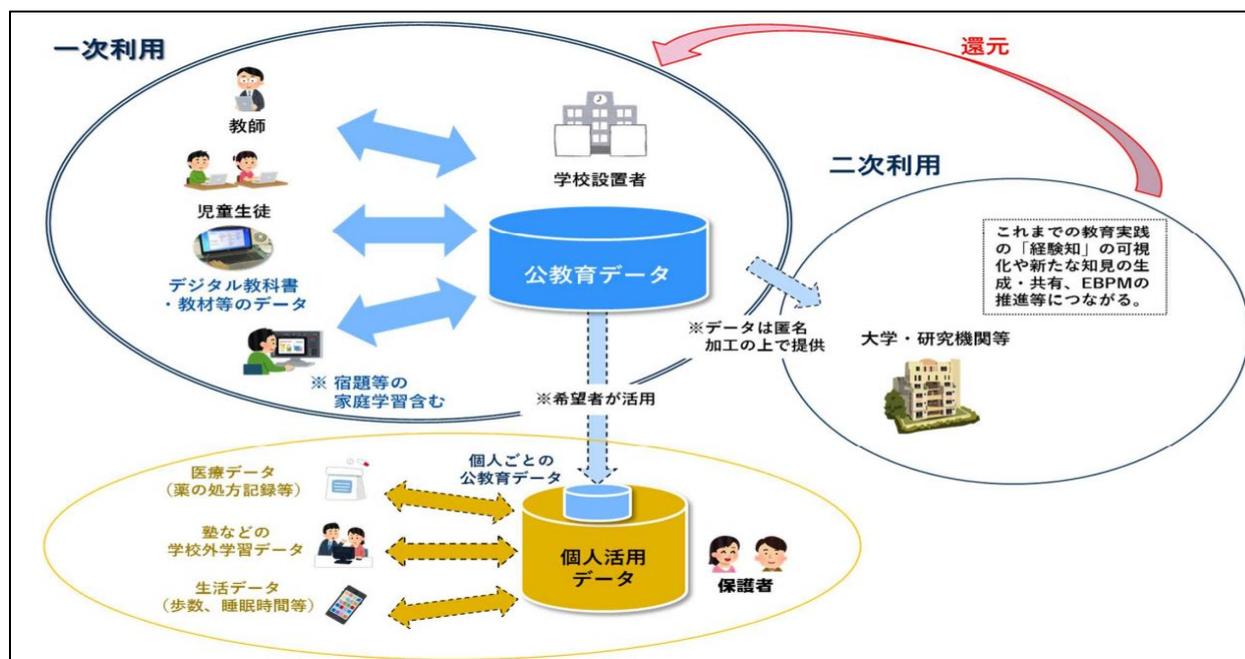
なお、個人等を特定できない情報も含む。

- 一方、教育データの利活用にあたって、以下のような心配の声も上がっている。今後、公教育データを安全・安心に利活用するために不可欠な、整理すべき留意事項としてどのようなものが考えられるか。

- ✓ そもそも何のために教育データを利活用しようとしているのか。
- ✓ セキュリティの確保等、データは安全に管理されているのか。
- ✓ 在学時のデータは、卒業後もずっと残ってしまうのか。
- ✓ 子供の教育データが、見ず知らずのうちに勝手に利活用されることがあるのではないのか。
- ✓ 様々な場面（例：就職や入試など）において、本人の望まない形で、データが流通・利用されてしまうのではないのか。

など

- 安全・安心の確保に向けた留意事項の整理等にあたっては、多岐にわたる複雑な論点があるため、「公教育データの一次利用」、「公教育データの二次利用」、「個人活用データ」の3つの場面から、想定される個人情報やプライバシーの保護その他に係る論点を整理していくことが必要ではないか。



- 今後、様々な場面ごとの具体的な論点の洗い出しを行い、検討を深めるべき点について精査し、議論を深めていくことが必要。

以上

(参考)

令和3年3月「教育データの利活用に係る論点整理（中間まとめ）」関係部分抜粋

## 2. 教育データの定義

- まず、議論の対象となる「教育データ」であるが、法令等において明確な定義がなく、多義的・広範であり、様々な分類が可能である。何を対象と議論すべきかに関して、本会議において多様で幅広い意見があった。
- 本会議においては、文部科学省「教育データ標準」の枠組みを踏まえ、教育データを、以下のよう  
に定義して検討を進める。

### (1) 年齢・段階

- 初等中等教育段階の学校教育における児童生徒（学習者）の教育・学習に関するデータ（「公教育データ」）を基本とする。

### (2) 主体

- ① 児童生徒（学習者）に関するデータ（学習面：学習履歴 / スタディ・ログ、生活・健康面：ライフ・ログ）
- ② 教師の指導・支援等に関するデータ（アシスト・ログ）
- ③ 学校・学校設置者（地方自治体等）に関するデータ（運営・行政データ）

### (3) 対象

- 個々の子供の学びによる変容を記録し、活用していく観点から、定量的データ（テストの点数等）だけではなく、定性的データ（成果物、主体的に学習に取り組む態度、教師の見取り等）も対象とする。
- なお、定量的データ、定性的データの両面において、それぞれデータの内容、粒度、利活用の目的等によって議論すべき点を区分することが必要である。

## 4. 教育データの利活用の原則

### (4) 安全・安心を確保すること

- 児童生徒は基本的に未成年者であることも踏まえ、「教育データ利活用」と「安全・安心」の両立が実現されるよう、プライバシーの保護等を万全としつつ、安全・安心に利活用が図られる仕組みやルールとする必要がある。
- 個人のデータの流通・利用は、本人の理解や納得の上で行われる必要があり、本人の望まない形で行われることによって、個人が不利益を受けることのないようにする必要がある。

## 7. 学校現場における利活用（公教育データの一次利用）

### (3) 学校現場におけるデータ利活用の在り方

- ④ データの取扱い

- ・ データは無体物であって民法上の所有権の対象ではなく、誰がどの教育データにアクセスすることが出来るのかという観点を考える必要がある。一般的に、学校の教師は、学習評価等の学校教育活動を実施する上で、児童生徒のデータにアクセスすることが必要である。この学校のアクセスとは別に、学校が管理しているデータには、法令等に基づく範囲で、児童生徒（保護者）も自分の学習履歴等のデータにアクセスして自分で利活用することが認められる。
- ・ 個人情報保護法令等や文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和元年 12 月）を踏まえ、データの利用権限を公平に取り決めることが重要である。

## 8. ビッグデータの利活用（公教育データの二次利用）

### （1）総論

- 我が国全体の教育水準の向上のためには、現場の実践の向上や国・地方自治体等の政策立案に資する、大規模な教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた評価・改善等を行うことが必要である。その際、全体の状況や傾向等を把握することが目的であり、具体的な個人等を特定できるような情報は用いない。
- 取組を進める際には、どの程度の情報が必要なのか、どの程度の保存期間が必要なのか等のデータ利活用上の留意点が多いことから、小規模でスタートして、実証や検証しながら進めるべきである。

### （3）ビッグデータ利活用の在り方

#### ⑤ データの利活用のポリシー

- ・ データの発生から蓄積、分析までのデータの対象の明確化や、やり取りや利活用のポリシーが必要となる。このポリシーを定めていく際は、諸外国の取組を参照しつつ、これまでの学術的な知見の蓄積等を活用し、研究者、学校関係者、行政関係者等が参画して議論を進めていくべきである。
- ・ 教育データの活用によって学習者本人が意図しないような形での不利益な取扱い等がされないようにすることが必要である。児童生徒や保護者、教職員等の安心のため、本人関与の在り方、プライバシーの保護等に配慮した情報の取扱い等のルールが必要である。このルールを定めていく際は、例えば データの利活用の推進とは別の主体が行うなどの工夫が必要である。

## 9. 生涯を通じたデータ利活用（個人活用データ）

- 在学中だけではなく、生涯にわたる学びの記録ができるようにすることについては、学習者を中心とした学びの連続性・継続性という観点からはメリットがある一方、本人の望まない形でデータが流通・利用され、就職や入試等で不利益を受けることを懸念する声もある。こうした声も踏まえ、生涯を通じた教育分野に限らない個人データの蓄積・活用の在り方については、慎重な検討がなされることが期待される。
- なお、希望する者が、公教育データだけではなく、学校外の学習データや教育以外のデータ（医療データや生活データなど）なども含め、自身の様々な個人活用データを集約することにより、データの価値が高まるとともに、本人が自由に使えるようにすることで利便性が高まる。また、これらのデータを一次利用と二次利用に供することにより、民間事業者等による学習者本人へのサービスが振興されていくことも考えられる。自身の様々なデータを管理・活用できるような仕組み（例：

個人ごとのデータストア（Personal Data Store）を考えるに当たっては、多様な分野の事業者等との間でデータを安全にやり取りする必要があるため、政府全体において検討を深める必要があると考える。